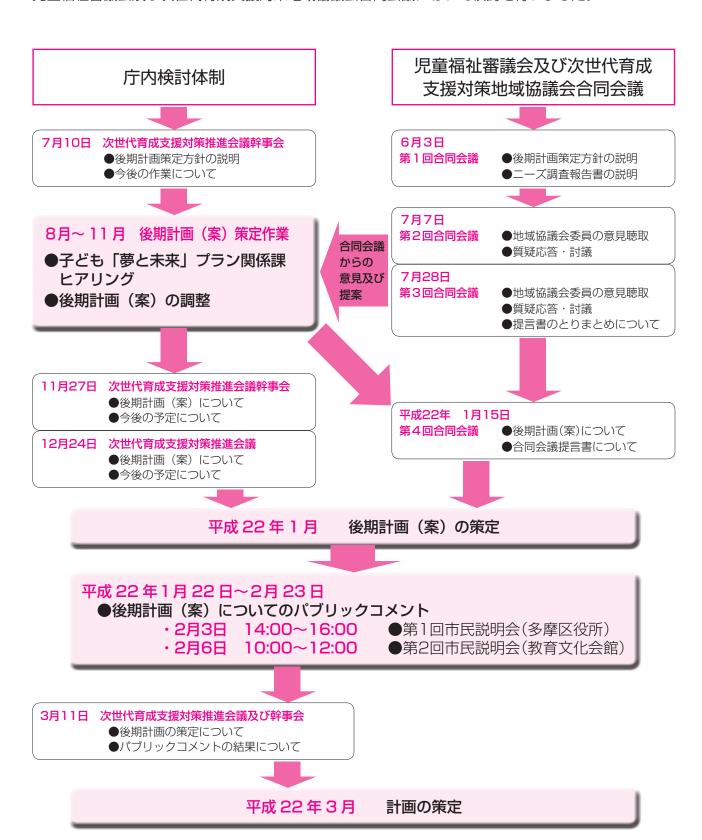
資料編

1 計画策定の経過

かわさき子ども「夢と未来」プラン(後期計画)の策定にあたっては、庁内における検討体制とともに、 児童福祉審議会及び次世代育成支援対策地域協議会合同会議において検討を行いました。



2 川崎市児童福祉審議会及び次世代育成支援対策地域協議会合同会議委員名簿

(五十音順)

役 職	所属		氏	名	選出	区分	職名等
副会長	地域協議会	有	北	いくこ	団	体	NPO 法人ままとんきっず理事長
	地域協議会	礒	谷	馨	団	体	川崎地域連合事務局長
	児童福祉審議会	板	倉	敏 郎	教	育	川崎市立中学校校長会副会長
	地域協議会	井	上	久	教	育	川崎市幼稚園協会会長
	地域協議会	海	野	惠美子	団	体	財団法人川崎母子寡婦福祉協議会理事長
	地域協議会	畄	本	正子	団	体	川崎市民生委員児童委員協議会主任児童委員部会副部会長
	地域協議会	木	下	節子	行	政	麻生区保健福祉センター副所長(保健所長)
	地域協議会	近	藤	康子	団	体	社会福祉法人厚生館福祉会 星の子愛児園園長
会長	児童福祉審議会	柴	田	頼 子	学	識	学校法人鴎友学園副理事長
	児童福祉審議会	柴	原	君江	学	識	田園調布学園大学教授
	地域協議会	諏	佐	裕子	行	政	教育委員会総合教育センター 幼児教育センター室長
	地域協議会	鈴	木	健	公	募	市民委員
	地域協議会	添	島	節子	行	政	川崎市南部児童相談所長
	地域協議会	寺	尾	宇一	団	体	川崎商工会議所常議員
	児童福祉審議会	中	村	敏 秀	学	識	田園調布学園大学教授
	児童福祉審議会	中	村	美津子	学	識	和泉短期大学教授
	児童福祉審議会	野	本	ヨシ子	団	体	財団法人川崎市保育会副理事長
	地域協議会	増	井	玲 子	公	募	市民委員
	地域協議会	吉	邨	泰弘	団	体	川崎市医師会理事
	児童福祉審議会	吉	井	勇	団	体	川崎市子ども会連盟連盟長

※職名等は合同会議設置時のもの

3 川崎市児童福祉審議会条例

平成 12年3月24日 条例第15号

(趣旨)

- 第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第8条第3項の規定に基づく 川崎市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。 (所掌事務)
- 第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。
 - (1) 児童の福祉に関すること。
 - (2) 母子家庭及び寡婦の福祉に関すること。
 - (3) 母子保健に関すること。
 - (4) 心身障害児等の福祉に関すること。
 - (5) 児童福祉施設及び里親に関すること。
 - (6) 児童虐待の防止等に関すること。

(委員の任期)

- 第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。 (委員長)
- 第4条 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第5条 審議会は委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。
- 2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。
- 3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。(部会)
- 第6条 審議会に次の表左欄に掲げる部会を置き、同表右欄に掲げる事項を調査審議する。

第1部会	里親に関すること。				
第2部会	1 母子家庭及び寡婦の福祉に関すること。				
	2 母子保健に関すること。				
	3 心身障害児等の福祉に関すること。				
	4 児童福祉施設の設置認可、廃止承認及び最低基準維持に関すること。				
	5 芸能、出版物、がん具、遊戯等の推薦及びそれらの製作者、興行者、販売者等に対する 必要な勧告に関すること。				
	6 その他児童の福祉に関すること(第 1 部会、第 3 部会及び第 4 部会に係るものを除く。)。				
第3部会	1 法第27条第6項に規定する措置に関すること。				
	2 法第 33 条の 15 第 3 項に規定する報告に係る事項に関すること。				
第4部会	児童虐待の防止等に関する法律(平成 12 年法律第 82 号)第 4 条第 5 項に規定する分析並びに調査研究及び検証に関すること。				

2 各部会は、審議会の委員若干人で組織する。

- 3 部会に属すべき委員は、委員長が審議会に諮って指名する。
- 4 部会に部会長及び副部会長各1人を置き、部会員の互選により定める。
- 5 部会長は、その部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。
- 6 第2項から前項までに定めるもののほか、部会については、前2条の規定を準用する。
- 7 審議会は、第 1 項の表右欄に掲げる事項のうち、あらかじめ指定する事項については、各部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市民・こども局において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月24日条例第7号) 抄

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 19 年 12 月 19 日条例第 52 号) 抄 (施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月25日条例第7号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月26日条例第17号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

4 川崎市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

平成21年2月1日 20川市ご企第479号

(目的及び設置)

第1条 本市における次世代育成支援対策行動計画(以下「行動計画」という。)の策定にあたり、市内で活動する子ども・子育てに関する各分野の関係者等との協議を行うために、川崎市次世代育成支援対策地域協議会(以下「地域協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 地域協議会は、川崎市児童福祉審議会と連携し、行動計画の策定に関する事項について協議する。 (組織)
- 第3条 地域協議会は、次の各号に属する協議会委員13名以内で組織し、市長が委嘱し、または任命する。
 - (1) 教育関係者
 - (2) 福祉関係者
 - (3) 企業·労働組合関係者
 - (4) 保健医療関係者
 - (5) 地域子育て支援団体関係者
 - (6) 市民公募委員
- 2 協議会委員の任期は、委嘱した日から平成22年3月31日までとする。
- 3 地域協議会には、代表1名及び副代表1名を置き、協議会委員の互選とする。
- 4 代表は、協議会の会務を総理する。
- 5 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるときは、その職務を代理する。 (庶務)
- 第4条 地域協議会の庶務は、市民・こども局こども本部こども青少年部こども企画課において処理する。 (その他)
- 第5条 この要綱に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、代表が地域協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年2月1日から施行する。

5 川崎市児童福祉審議会及び次世代育成支援対策地域協議会合同会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市次世代育成支援対策行動計画の策定にあたり、川崎市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)と川崎市次世代育成支援対策地域協議会(以下「協議会」という。)との合同による会議(以下「合同会議」という。)の運営方法等について必要な事項を定める。

(構成)

- 第2条 合同会議は、川崎市児童福祉審議会条例第6条に規定の第2部会委員及び川崎市次世代育成支援対策地域協議会要綱第3条に規定の協議会委員により構成する。
- 2 会長は、審議会第2部会長をもって充てる。
- 3 会長は、合同会議を代表し、会務を総務する。
- 4 副会長は、協議会代表をもって充てる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときには、その職務を代理する。 (会議)
- 第3条 合同会議は、会長が召集し、その議長となる。
- 2 合同会議は、委員の過半数をもって開催することとする。

(関係者の出席)

第4条 合同会議は、会議のために必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明または意見を聴くことができる。

(庶務)

- 第5条 合同会議の庶務は、市民・こども局こども本部こども青少年部こども企画課において処理する。
- 第6条 この要領に定めるもののほか、合同会議の運営に関し必要な事項は、会長が合同会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

6 川崎市次世代育成支援対策推進会議設置要綱

平成20年4月1日 20川市ご企第77号 平成21年4月1日改正 21川市ご企第167号

(目的及び設置)

第1条 川崎市における次世代育成支援対策の総合的、効果的及び効率的な推進を図ることを目的として、川崎市次世代育成支援対策推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 推進会議は、次の事項を所掌する。
 - (1) 川崎市次世代育成支援対策行動計画の策定及び進行管理に関すること。
 - (2) 次世代育成支援対策に関する施策の調整及び推進に関すること。
 - (3) 前2号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(構成)

- 第3条 推進会議は、別表第1に掲げる職にある者をもって構成する。
- 2 会長は、市民・こども局こども本部長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、市民・こども局こども本部こども青少年部長をもって充てる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 第1項に掲げる構成員のほか、推進会議が必要と認める場合は、関係者として出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議)

- 第4条 推進会議の会議は、会長が必要に応じて招集する。
- 2 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。

(幹事会)

- 第5条 推進会議に、第2条に掲げる所掌事項を円滑に行うため、幹事会を置く。
- 2 幹事会は、別表第2に掲げる職にある者をもって構成する。
- 3 幹事長は、市民・こども局こども本部こども青少年部長をもって充てる。
- 4 副幹事長は、市民・こども局こども本部こども支援部長をもって充てる。
- 5 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集し、主宰する。

(ワーキンググループ)

- 第6条 推進会議には、本会議の外、推進会議に付議する事項に関し必要な事項を調査、協議するため、ワーキング グループを置くことができる。
- 2 ワーキンググループの構成員は、別表第2に掲げる所属の係長級等の職員とする。
- 3 ワーキンググループの会議は、必要な事項を調査、協議するために、協議題に応じて小グループ化して開催する ことができる。
- 4 第2項に掲げる構成員のほか、必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。 (事務局)
- 第7条 推進会議、幹事会及びワーキンググループの事務を処理するため、事務局を市民・こども局こども本部こども青少年部こども企画課に置き、事務局長はこども企画課長をもって充てる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- (川崎市次世代育成支援対策行動計画推進会議設置要綱の廃止)
- 2 川崎市次世代育成支援対策行動計画推進会議設置要綱(平成17年8月18日施行)は、廃止する。 附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

川崎市次世代育成支援対策推進会議

川岭巾次世代育成文援对荥推進会議					
総務局行財政改革室長					
総合企画局都市経営部長					
財政局財政部長					
市民・こども局市民生活部長					
市民・こども局人権・男女共同参画室長					
市民・こども局こども本部長					
市民・こども局こども本部こども青少年部長					
市民・こども局こども本部こども支援部長					
市民・こども局こども本部こども家庭センター副所長					
経済労働局産業政策部長					
経済労働局労働雇用部長					
環境局緑政部長					
健康福祉局保健医療部長					
まちづくり局総務部長					
まちづくり局市街地開発部参事(住宅担当)					
建設局総務部長					
教育委員会総務部長					
教育委員会教育改革担当参事					
教育委員会学校教育部長					
教育委員会生涯学習部長					
教育委員会総合教育センター所長					
川崎区役所こども支援室長					
幸区役所こども支援室長					
中原区役所こども支援室長					
高津区役所こども支援室長					
宮前区役所こども支援室長					
多摩区役所こども支援室長					
麻生区役所こども支援室長					

別表第2(第5条関係)

川崎市次世代育成支援対策推進会議幹事会					
総務局行財政改革室主幹〔組織·定数〕					
総合企画局都市経営部企画調整課長					
財政局財政部財政課主幹(財政計画担当)					
市民・こども局市民生活部地域安全推進課長					
市民・こども局人権・男女共同参画室主幹〔男女平等推進〕					
市民・こども局人権・男女共同参画室主幹〔子どもの権利〕					
市民・こども局こども本部こども青少年部長					
市民・こども局こども本部こども青少年部こども企画課長					
市民・こども局こども本部こども青少年部こども企画課主幹					
市民・こども局こども本部こども青少年部こども家庭課長					
市民・こども局こども本部こども青少年部青少年育成課長					
市民・こども局こども本部こども支援部長					
市民・こども局こども本部こども支援部こども福祉課長					
市民・こども局こども本部こども支援部保育課長					
市民・こども局こども本部こども支援部参事〔保育所整備・総合調整〕					
市民・こども局こども本部こども家庭センター主幹(こども支援担当)					
経済労働局産業政策部企画課長					
経済労働局労働雇用部主幹〔労政・労働福祉・勤労者福祉共済〕					
環境局緑政部公園緑地課長					
健康福祉局保健医療部健康増進課長					
健康福祉局保健医療部地域医療課長					
まちづくり局総務部企画課長					
まちづくり局市街地開発部住宅整備課長					
まちづくり局市街地開発部住宅管理課長					
建設局総務部庶務課主幹(企画担当)					
教育委員会総務部企画課長					
教育委員会総務部主幹(教育改革推進担当)					
教育委員会学校教育部指導課長					
教育委員会生涯学習部生涯学習推進課長					
教育委員会総合教育センター幼児教育センター室長					
川崎区役所こども支援室主幹〔地域こども支援〕					
幸区役所こども支援室主幹〔地域こども支援〕					
中原区役所こども支援室主幹〔地域こども支援〕					
高津区役所こども支援室主幹〔地域こども支援〕					
宮前区役所こども支援室主幹〔地域こども支援〕					
多摩区役所こども支援室主幹〔地域こども支援〕					

麻生区役所こども支援室主幹〔地域こども支援〕

7 パブリックコメント実施結果(概要)

(1) 概 要

川崎市では、平成17年度から21年度を計画期間とする『川崎市次世代育成支援対策行動計画かわさき子ども「夢と未来」プラン(前期計画)』を策定し、総合的な子育て支援の推進を図っています。 平成22年度からの5年間を計画期間とする「後期計画」を策定するにあたり、平成22年1月に【案】をとりまとめ、1月22日から2月23日までの間、市民の皆様の御意見を募集するとともに、2月3日及び2月6日に市民説明会を開催しました。

パブリックコメント及び市民説明会でいただいた御意見の内容と御意見に対する市の考え方については、市ホームページにおいて公表しています。

(2) 意見募集の概要

区 分	実施概要
題名	かわさき子ども「夢と未来」プラン(後期計画)【案】
意見の募集期間	平成22年1月22日(金)~平成22年2月23日(火)
意見の提出方法	電子メール、ファックス、郵送、持参
募集の周知方法	●市政だよりにてパブリックコメントの実施を広報●ホームページに素案を掲載●情報プラザ、各区役所(市政資料コーナー)、教育文化会館、各区市民館・分館、各区図書館で計画案を閲覧●市民説明会(2回開催:2月3日多摩区役所、2月6日教育文化会館)
結果の公表方法	ホームページ、紙資料の設置(かわさき情報プラザ、各区役所)

(3) 結果の概要

●意見提出数 16通(電子メール9通、ファックス3通、郵送1通、市民説明会3通)

●意見件数 33件(電子メール 20件、ファックス 5件、郵送 2件、市民説明会 6件)

項目	件数	市の考え方(単位:件)			
	1十致	Α	В	С	D
後期計画【案】全般に関すること	1		1		
第1章 計画の策定にあたってに関すること	0				
第2章 子どもと家庭をとりまく環境の変化に関すること	0				
第3章 計画の基本方向に関すること	1			1	
第4章 次世代育成支援の総合的展開に関すること	29		9	20	
第5章 計画の推進に向けてに関すること	0				
その他の意見	2				2
合 計	33	0	10	21	2

【御意見に対する市の考え方の区分の説明】

- A 意見の趣旨を踏まえ、計画に追加または修正を行ったもの
- B 後期計画の趣旨に沿った御意見であり、既に後期計画【案】に反映されているもの
- C 文章の構成や語句の修正には盛り込まないが、趣旨を今後の参考・検討課題とさせていただくもの
- D その他の意見

(4) 御意見の内容と対応

パブリックコメントの結果、概ね、後期計画【案】の趣旨に沿った御意見のほか、今後、施策を推進するうえで参考、検討課題とさせていただく御意見であったことから、基本的事項については修正を行わず【案】のとおり策定いたします。